

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年五月三十一日 日本曜日  
舊曆甲午四月廿七日 (癸酉)  
日出前四時二十八分  
日入午後六時四十九分  
月入午前二時四十分  
月入午後一時三十分  
總編輯部 東京市本町二丁目  
電話 二五五十一  
西曆一千八百九十四年  
年終より 二百五十一日  
年未まで 二百四十四日

## 時事新報

## 本紙の六月附録(第三回)

十二名案の洋書附録第一第二回は既に發行したり来る六月を以て發行する第三回の附録は本年八月八日の本紙に添へる事と定めたり其書目等は左の如し

五姓田芳柳氏 杜若

右附録發行當日の新報は臨時に紙数を増刊するを以て印刷上の都合に依り當日の紙上に掲ぐる廣告の申込期日を本月六日とす此期日に後れたる廣告は紙上に掲ぐる能はざる事あるべし  
當日の新報一部は定價を五錢とす

### 時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

### 時事新報定價(附外送送には此他後に掲ぐる送送料を要す)

一 號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)  
前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

### 時事新報送送料

一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢  
二 前亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢  
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三拾錢  
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、濠洲 一箇月 金六拾五錢  
五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

### 時事新報廣告料(約定)

一行五錢	廿四行	一日限	六日限	七日以上
一行	一付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價 時事新報の廣告料は概して定價の通り申受くる者ありしも取次人の内には往々定價以下にて引受くる者あり由今後新報の取次を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべきに付兼ら廣告依頼者諸君に公告す

### 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發せし各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと稱がらす獨り時事新報社に社員並に通信員の多きを以て新聞の社に獨りて依りて世間往々此事を知らずして通信社に一般報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事掲載を寄稿せんとする方は直接に本社に對し寄稿せらるるべし

## ペスト豫防費の支出

ペストの防禦には國力を盡してやらざるを得ざる所にして世間一般に於ては此事に就ては議論なきことならん若し一も防禦の法を忽にして來襲を蒙るもあらんには其慘狀は如何なる可きや殆んど想像の限りに非ざる可し千三百四十八九年の交、同病が世界に流行したる時の歴史を見るに亞細亞に於ては殆んど二千四百萬人の死亡者あり歐洲に於ては二千五百萬人にして倫敦市中のみにて十萬人、伊太利の如きは其人口の半數を失ひたりと云ふ慘酷の有様を聞くと人をして戰慄せしむるに足る可し或は醫學衛生學の進歩したる今日に於ては假令其病の發するも數百年前の如き慘狀を呈せしむるとはなる可しとの説もあらんかなれども彼の黒死病は爾來殆んど其跡を絶て醫學上の研究に據れ其病傳染の如き空氣より傳はるものか或は單に物に依りて傳はるものか醫學社會にも一定の説なき程の次第にして唯その怖る可き傳染質の多きを知るのみ即ち其傳染の急劇にして死亡の割合の多きは亦コレラ等の比に非ず現に支那地方の有様を見て怖る可きの事實は明白なれば其流行地に接近する我國に於ては防禦の工費、決して等閑に付す可らざるも其來襲する所となりて幾千萬萬の人命を殺すに至らば人民の不幸は申す迄もなく國內の騷動は非常にして商賈も政治も行はる可らず容易ならざる國損に及らざればならぬ方便を盡して一意防禦に從事するも肝要なりとして現實際の手段として流行地より來る船舶に對して檢疫規則を實施し其乗客荷物には消毒薬の法を厳重に行ひ又内に於ては一般の人民に消毒薬の法を説諭して之を實行せしむる等、その事は多端にして政府の官吏のみにては是れ間に合ふ可きに非ず或は官吏の手に乏しからざるも病毒防禦の事は警備の任にして素人なる官吏に一任して安心す可きに非ざれば廣く國中の警備を雇入れて其事に當らしむるの必要もある可し何れ莫大の費用を要するも我輩は大に國庫の金を支出して充分に防禦の手段を盡さんことを敢て勸告するものなり抑も國庫金の支出を決定したる處にて愛に一の故障は斯る支出金の常として動もすれば種々不可思議の成行を呈し目的以外に消費するもの多き一事なり或は政府が責任を負ふて國庫の金を支出するに於ては一錢たりとも曖昧の消費は許す可らず有るべき之を支出する以上は政府に於ては充分に監督して使用法を厳密ならしむるは勿論、人民たるものは亦その意を盡して大に謹しむ可し今日の實際に果して其保證を得し得るや否や若し保證するも能はずとあれば一錢の支出も不可なりとの説もあらんはれども凡そ是種の金に多少浪費の患あるは單に日本

## 雑報

### 電話事業に關する建議案

(中嶋新八提出案)

電話事業を擴張して商工業の發達敏捷を期せんに政府の管掌を廢して之を民業と爲すの良策なるを信す況んや性質上於て將來經濟上に於て最も當然にして且つ利益あるに於てや故に政府は速に之が方法を規劃し民業に委ねられんことを望むは之を建議す

### 理由

文明の程度を推し社會の進退を促かし商工業の敏捷を圖らんとするに於ては必ず先づ通信機關の完備を要するものと素より論を俟たず  
現今郵便電信の制其施設既に久しく事業の進歩亦太く我邦に行はれたるものにして之が便益の區域甚だ狭小なるを免れられず此時に際して之を擴張するは最も急務なり  
然るに斯業を官有に任するものと現制の如くならしめれば經費限りあり充分の進捗擴張を期する能はず其便益を普及せしむるを得ず定に惜む可きなり故に斯業の改良と擴張とを期せんには勢ひ之を民業に委ねるの便れるに如かざるなり左に概要を掲ぐ  
第一 電話通信の事業たるや自ら郵便電信と異にして其利益の及ぶ所は單に交換機架設地の範圍内に止まり一般に普及せざるものなり故に其性質上官有と爲すに非ざるべし  
第二 政府の管掌するときは國庫より之の經費を支辨せざる可らず故に一般國民に於て其經費を負担し特に一部局の人民を利用するの便あり國庫並に斯る經費を支辨するの理あらんや  
第三 電話事業の進捗擴張を期せんに民業に任ずるの利あるに如かず現制の如く官有なるときは經費自ら制限ありて限定金額の範圍に於て架設せざる可らず今や商工業の業は日に頻繁を極め従て電話の需用益々多きを加ふ然るに現在加入申込者に對するも尙十數月の後に在らざれば全く需用に應ずる能はざるは畢竟するに官業の致す所に由せずんば非ざるなり  
第四 商工業の發達學術の進歩は在に電氣鐵道敷設を促し其設備を速に已に金費敷設を請願するものありと雖も政府の容易に之れを認許を與へざる

### 外

第一條 外國 侵入の危険を由りて地を經由し病傳播の恐れを許さず  
第二條 但消毒法は此法に準じ  
第三條 但消毒法は此法に準じ  
第四條 但消毒法は此法に準じ